

北上駅東口周辺地区 ■用途地域等内の建築物の用途制限(建築基準法第48条、同法別表第2による)

用途地域等内の建築物の用途制限 建てられる用途 建てられない用途 ①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり 建築可になる用途 建築不可になる用途		北上駅東口周辺地区			備考
		近隣商業地域	商業地域	変更点	
住居、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○		非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	○	○		① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業店舗のみ。2階以下。 ③ 2階以下。 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が 150㎡を越え、500㎡以下のもの	○	○		
	店舗等の床面積が 500㎡を越え、1,500㎡以下のもの	○	○		
	店舗等の床面積が 1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの	○	○		
	店舗等の床面積が 3,000㎡を越え、10,000㎡以下のもの	○	○		
	店舗等の床面積が 10,000㎡を越えるもの	○	○		
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの	○	○		▲2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡を越え、500㎡以下のもの	○	○		
	事務所等の床面積が 500㎡を越え、1,500㎡以下のもの	○	○		
	事務所等の床面積が 1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの	○	○		
	事務所等の床面積が 3,000㎡を越えるもの	○	○		
ホテル、旅館		○	○		▲3,000㎡以下
遊技施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等	○	○		▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等	○	○		▲10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券販売所等	○	○		▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	○		①客席200㎡未満 ②客席10,000㎡以下
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等		○		▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○		
	図書館等	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○		
	病院	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○		▲600㎡以下
	自動車教習所	○	○		▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)	○	○		▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫	○	○		① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	倉庫業倉庫	○	○		
	畜舎(15㎡を超えるもの)	○	○		▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○		原動機の制限あり、▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	②	②		原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	②	②		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場				
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場				
	自動車修理工場	③	③		作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	○		①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下
	量が少ない施設	○	○		
	量がやや多い施設				
	量が多い施設				
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等					

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。